

# 令和2年第10回会津若松市

## 農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和2年9月18日 午後2時から
- 2 場所 会津若松市生涯学習総合センター多目的ホール
- 3 委員 農業委員18名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した委員 18名

1番委員	多田 善信	2番委員	長尾 好章	3番委員	渡部 一夫
4番委員	折笠 康裕	5番委員	星 富士雄	6番委員	大竹 健司
7番委員	佐野 和枝	8番委員	小檜山 祐一	9番委員	丸山 世子
10番委員	吉田 和明	11番委員	渡邊 直也	12番委員	吉田 武幸
13番委員	弓田 秀一	14番委員	佐々木 隆夫	15番委員	渡部 裕末
16番委員	奈良橋 渉	17番委員	渡部 政美	18番委員	永井 茂

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主査	慶徳 幸一郎	主事	相澤 俊輔		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和2年第10回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>これより日程に基づき議事を進めますが、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いします。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員6番) 菅井 洋一 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員5番・星 富士雄 委員、農業委員6番・大竹 健司 委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>八田地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第36号、1番について、推進委員6番菅井より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p> <p>1番の案件については、家族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。</p> <p>調査月日は、9月13日午前8時30分より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>

<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 36 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>堂島地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員</p>	<p>推進委員 1 7 番棚木より、議案第 3 7 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、駐車場及び雪捨場として造成するものです。 農地区分については第 3 種農地と判断されることから、転用許可可能なものがあります。 なお、これは合同調査でありまして、9 月 1 6 日午前 9 時 3 0 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであり、本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は地区外であり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 37 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>日橋区担当委員より 1 番について説明願います。</p> <p>(農業委員 10 番) 吉田 和明 委員</p> <p>農業委員 1 0 番吉田より、議案第 3 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、分家住宅を建</p>

	<p>設するため、所有権の移転をするものです。</p> <p>農地区分については第1種農地ではありますが、集落接続事業に該当することから、転用許可可能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、9月16日午前10時00分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであり、本件については、農振法は手続き不要、都市計画法は許可の見込み、土地改良区は地区外であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p> <p>報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第38号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第39号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>(高橋 一美 委員 退席)</p> <p>利用権設定についてお願いします。</p> <p>高野地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(農業委員13番) 弓田 秀一 委員	<p>農業委員13番弓田より(議案第39号)利用権設定の1番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき9月15日午前9時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>門田地区担当委員より2番から3番について説明願います。</p>
(推進委員2番) 島影 盛継 委員	<p>推進委員2番島影より(議案第39号)利用権設定の2番から3番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農業者間の利用権設定です。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員 5 番) 星 富士雄 委員</p>	<p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 9 月 10 日午後 4 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>川南地区担当委員より 4 番について説明願います。</p> <p>農業委員 5 番星より（議案第 39 号）利用権設定の 4 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>今回の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 9 月 15 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>（なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 39 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 39 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>（高橋 一美 委員 着席）</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 40 号 現況確認証明願について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>湊地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 8 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>農業委員 8 番小檜山より、議案第 40 号「現況確認証明願について」の 1 番について報告いたします。</p> <p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件について、現地は平成 10 年頃より既に耕作をやめており、翌年以降、原野化し現在に至っているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、9 月 16 日午前 10 時 40 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、丸山 部会委員の 3 名の他、地区委員 4 名、事務局 1 名の計 8 名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明確認書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められました</p> <p>ご報告は以上です。</p>

会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 40 号 現況確認証明願について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 40 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 41 号 会津若松市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」(案)について を議題といたします。 提出案件について、遊休農地対策部会長及び利用集積推進部会長より説明を求めます。</p>
遊休農地対策部会長	<p>議案第 4 1 号会津若松市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」(案)の「1. 遊休農地の解消について」を、9 月 8 日に遊休農地対策部会を開催し検討いたしました。</p> <p>その中で、「(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法」の「⑧遊休農地の解消に向け選定したほ場の解消の実施」について、これが農業委員・農地利用最適化推進委員の本来の業務なのかどうかという議論がありました。</p> <p>遊休農地解消にかかる委員の主な業務としては、①～⑦になりますが、⑧については、委員自らが様々な制度や手法を駆使して実際に遊休農地を解消することでの地域全体に対する波及効果を狙ったものという位置付けといたしました。</p> <p>結果としましては、6 月の「農地利用最適化活動報告会」において決定した素案のとおり了承したところです。以上です。</p>
利用集積推進部会長	<p>引き続き、議案第 4 1 号会津若松市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」(案)について、9 月 8 日に開催しました利用集積推進部会におきまして、6 月の「農地利用最適化推進活動報告会」において協議した素案について検討した結果ですが、「担い手への農地利用集積について」の(1)担い手への農地利用集積目標における、集積率の令和 5 年度の目標を 79. 1%から 79. 4%に修正いたしました。これは、今月末に変更予定であります会津若松市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想」の「効果的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標 79. 4%」に整合させたものです。</p> <p>利用集積推進部会で検討した内容は以上です。</p>
会 長	<p>このことについて、皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>

<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 41 号 会津若松市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」（案）について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 41 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、及び 報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 21 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 8 番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第 22 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、1 番から 4 番及び 5 番・6 番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。</p> <p>加えて 5 番には、⑤今後隣接地を含めて土地利用（1,000㎡以上）を図る場合には、都市計画法第 29 条による開発許可が必要となる場合があります。との意見が付されております。</p> <p>また、4 番には、令和 2 年 8 月 19 日付会津若松市指令開第 861 号で許可した開発行為の内容を遵守すること。</p> <p>との意見が付されております。</p> <p>以上報告でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p>

	(午後2時25分 閉会を宣言する。)
--	--------------------

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和2年9月28日

会津若松市農業委員会 会長

5番農業委員

6番農業委員